株式会社 岩手銀行

## 「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」 を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

#### 1. 改定趣旨

利用者の拡大\*\*1 に伴う改定 \*\*1 法人のお客さまに加え、個人事業主のお客さまも対象とします。

### 2. 改定内容

新旧対照表をご覧ください。 改定後の規定はこちらからご確認いただけます。

#### 3. 改定日

2024年8月1日 (木)

## 4. その他

該当のお客さまには、8月中旬以降、順次ご利用案内を送付させていただきます。

【本件に関するお問い合わせ先】 株式会社 岩手銀行 システム部 清水・小山 電話 019-623-1111(代表)

以上

# 「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」新旧対照表

(下線部分を改正)

改定前	改定後
1.サービスの利用条件	1.サービスの利用条件
(1)(省略)	(1)(省略)
(2) 本サービスの利用は日本国内の法人のお客	(2) 本サービスの利用は日本国内の法人 <u>または</u>
様に限ることとします	個人事業主のお客様に限ることとします。
(3)~ (6)(省略)	(3)~ (6)(省略)
2 ~ 10 (省略)	2 ~ 10 (省略)